

第10回入善町農業委員会議事録

令和3年5月7日午後1時30分から第10回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 13名

1番 五十里 章	2番 中陣 雄一	3番 寺田 晴美	4番 森下 さゆり
5番 森下 吉光	6番 上田 幸嗣	8番 細田 孝志	9番 小林 真一郎
10番 米山 義隆	12番 鍋嶋 太郎	15番 愛場 義豊	17番 酒井 義博
18番 長原 均			

欠席委員 5名

7番 島瀬 康一	11番 坪野 和夫	13番 永山 美和	14番 吉原有二
16番 田中 吉春			

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	腰 本 幸代
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第37号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第38号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第39号 農用地利用配分計画案に意見を付す件

議長（鍋嶋 太郎）

ご苦勞様です。本日は忙しい時期ということもあり、少ない人数での総会となりました。新型コロナウイルスのワクチン接種の受付が始まったところであり、私も接種を受けることにしました。委員の皆様にも接種をご検討いただき、より安心して過ごしていただけるようになればと思います。それでは、本日もよろしくお願ひいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第10回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。2番中陣委員と3番寺田委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町舟見〇〇外1筆の計2筆で、台帳地目、現況地目はともに田、合計面積は3,826㎡です。

譲渡人は、入善町舟見〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町舟見〇〇の〇〇さんです。

申請農地は、譲受人が耕作しており、所有権移転するため、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車ですら1分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が50年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年200日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、34,872㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、愛場委員にいただいております。

以上1件です。よろしくお願ひします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

愛場委員

譲渡人は兄から農地を相続したそうで、もともと耕作している譲受人に渡す話となりました。特に問題ありませんので、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第37号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第37号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請があったので審議を求めます。

申請番号1番。申請地は入善町入膳〇〇の計1筆、台帳地目は畑、現況地目は宅地で、面積は221㎡です。

申請者は、入善町入膳〇〇の〇〇さんで、転用目的は「住宅及び車庫敷地」です。

申請者の〇〇さんは、昭和53年に住宅を新築した際に、申請地に住宅部分が少しかかってしまいました。そして昭和58年に申請地を敷地として車庫を新築し、現在に至っているものです。住宅を新築した際に申請地に一部かかっていることが明らかになったときには、その部分につき農地法による転用許可を受ける手続きをすべきでありました。さらに車庫を建築する際には農地法による転用許可を受けてから工事に着工すべきでありました。このたび、ようやく始末書をつけての転用申請となりました。

申請面積は221㎡となっており、住宅の一部と車庫スペースとして利用するために必要な面積と認められます。

また、雨水排水につきましては、隣接する用排水路へ排水いたします。

申請地の農地の区分は、第1種農地であります。転用目的が「住宅及び車庫敷地」で、「隣接する土地との一体利用」の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、昭和47年2月25日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書及び隣接耕作者からの同意も得られていることから、本案件は許可すべきであると考えます。
農業委員の意見書は、中陣委員にいただいております。

以上1件です。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

中陣委員

既に建物が建っている案件でしたが、現地確認し、書類も確認したうえで確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

小林委員

特に業者の方への違反転用の周知は、どれほどされているのかが気になります。今後のことも含めて、業者や農業者への周知はやはり必要かと思えます。

議長（鍋嶋 太郎）

県の農業会議の方でも、違反転用に関するチラシやのぼり旗などを用意しております。町の広報でも定期的に違反転用に関する記事を載せております。今後さらなる啓蒙活動が必要ということで、やっていきたいと思えます。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。
よって、これより本案件の採決を行いたいと思えますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。
議案第37号、農地法第4条の規定による意見進達についてを、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第5、議案第38号、農用地利用集積計画の決定について、及び日程第6、議案第39号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第38号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和3年5月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、68件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第39号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和3年5月7日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。別紙にて報告させていただきます。

まず、新規設定です。

入善地区 4件、11筆、23,470㎡

上原地区 1件、1筆、401㎡

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区 7件、9筆、11,371㎡

新屋地区はありません。

櫛山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 17件、26筆、34,851㎡

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、29件、47筆、70,093㎡です。

続いて再設定です。

入善地区 9件、28筆、59,284㎡

上原地区 2件、2筆、2,549㎡

青木地区 2件、2筆、6,333㎡

飯野地区はありません。

小摺戸地区 13件、23筆、35,882㎡

新屋地区はありません。

櫛山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区 13件、19筆、36,445㎡

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、39件、74筆、140,493㎡です。

新規、再設定合わせて、68件、121筆、210,586㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第38号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第39号、農用地利用配分計画案に意見を付す件を、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

配付物として「2021年度 全国農業図書 普及推進図書」と、「令和3年度全国農業委員会会長大会開催要領」をお配りしております。大会は、例年農業委員会長が出席していますが、今年度はインターネットでライブ配信が行われるそうです。大会へのご参加を希望される方は、参加に必要なパスワードなどをお伝えしますので、事務局へお知らせください。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第10回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、6月8日火曜日、午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後1時55分）